

給食費の改定方法について（指針）

学校給食の実施においては、年間を通して常に均一な食事内容を維持することが基本であり、このための学校給食費の適切な見直し及びその改定方法については、次のように措置されたい。

1 協議方法は口頭により諮問し、審議会議題として審議する。

なお、学校給食費の見直しについては、改定後、概ね3年を目途に行うことが望ましい。ただし、特別の事情があればその都度これを行うものとする。

2 主食（米飯・パン）及び牛乳の価格については、県価格の改定の都度、その額にスライドして決定する必要がある。

3 副食費については、原則として前回改定年度に実施した副食に係る献立を直近の材料費（単価）に置き換えた場合の増加率を勘案し決定することが適当である。

4 改定時期については、原則として4月とする。

昭和50年5月 北九州市学校給食審議会にて答申

昭和51年4月、昭和55年5月、昭和58年6月、平成3年5月、平成11年11月、
平成25年10月 一部改正